

令和 8 年度やまなし生涯学習フェスティバルキッチンカー等公募要項

1 目的

令和 8 年度やまなし生涯学習フェスティバルの来場者に飲食物を販売・提供する、キッチンカーおよび販売ブースの出店者を募集します。

2 実施日時

令和 9 年 2 月 20 日（土） ～ 令和 9 年 2 月 21 日（日）

午前 10 時 ～ 午後 3 時

※雨天決行。ただし、災害、警報の発令その他やむを得ない事情により、中止または内容の変更をする場合があります。

※中止または内容を変更する場合は、市ホームページ等でお知らせします。

※搬入・設営および撤去・搬出の時間について、出店決定後にお知らせします。

3 会場

山梨市民会館（山梨市万力 1830 番地）

4 出店料

無料

5 出店場所

①キッチンカー

市民会館正面ロータリー

※車両の配置及び搬入・搬出方法については、主催者の指示に従ってください。

※雨天時も出店可能です。

②販売ブース

主催者が選定した市民会館内のスペース

市民会館会議室内に販売ブースと来場者の飲食スペースを設ける予定です。

※販売ブースでの調理は出来ません。

※使用できる机やいすなどについては、主催者の指示に従ってください。

6 販売可能物品

①キッチンカー

必要な営業許可等を取得し、食品衛生関係法令に適合した飲食物

②販売ブース

あらかじめ調理・包装された食品など、販売ブース内で調理を行わず提供できるもの。
※販売品目及び調理方法について、営業許可・届出の確認は出店者各自で所管の保健所
にご確認ください。

※酒類の販売・提供は禁止します。

7 電源・設備

キッチンカーで発電機を使用する場合は、出店者が準備・管理してください。

なお、使用に際しては騒音や排気、火災等に十分配慮してください。

※会場側からの電源の提供はありません。

8 廃棄物処理

販売に伴って発生するごみ等の廃棄物は、出店者の責任で必ずお持ち帰りください。

【募集要項】

1 募集期間

令和8年10月23日（金） から 11月20日（金） まで

※郵送の場合は締切日必着とします。

2 応募方法

次のいずれかの方法で応募してください。

- ・ 所定の応募用紙を提出（持参または郵送）
- ・ オンラインフォームから送信

3 募集数

- ・ キッチンカー：5 台程度（土日併せて）
- ・ 販売ブース：5～8 店舗程度

※募集数は目安です。応募状況、販売内容、会場の使用状況により調整する場合があります。

4 選考方法

応募内容を確認のうえ、山梨市生涯学習推進協議会にて審査します。

※先着順ではありません。

※申込内容や出店条件によっては、応募数が募集数に達しない場合でも出店をお断りすることがあります。

5 選考結果

申込時に入力・記載いただいたメールアドレスへ選考結果等を通知します。

6 注意事項

- ・選考結果の理由についてはお答えできません。
- ・出店決定後、やむを得ない事情によりキャンセルする場合は、速やかに主催者へ連絡してください。

【出店条件】

1 応募資格・条件

①損害賠償責任保険への加入

PL 保険（生産物賠償責任保険）等、出店に伴う事故や商品の提供に起因する損害を補償する保険に加入していること。

②営業許可等および食品衛生責任者

食品衛生法その他関係法令に基づき、販売・提供する食品及び営業形態に必要な営業許可、届出等を行っていること。

また、営業形態に応じて、食品衛生責任者等の必要な資格・体制を有していること。

③食品衛生及びアレルギーへの対応

食品衛生法その他関係法令を遵守し、保健所等が定める衛生管理基準に従い、適切な食品の保管、加工、調理、提供および販売を行えること。

また、食品に含まれる原材料を把握し、アレルギーに関する問い合わせに適切に対応できる者が、開催当日に従事できること。

④反社会的勢力等に該当しないこと

出店者（法人の場合はその代表者および役員を含む）、および当日従事する者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員である者

イ 暴力団関係者その他暴力団と密接な関係を有する者または事業者

ウ 暴力団その他反社会的勢力に対して、資金その他の利益を供与している者または事業者

エ 過去に食品衛生法その他関係法令に基づく行政処分を受け、現在も必要な改善または再発防止が確認できない者または事業者

オ 公序良俗に反する内容を取り扱う者または事業者

カ 政治活動、宗教活動その他本イベントの趣旨に適さない活動を主たる目的として出

店する者または事業者

キ 出店の権利を第三者に譲渡し、または出店業務を第三者に委託する者

ク 公序良俗に反する服装、言動または営業行為を行う者

⑤出店権利の譲渡等の禁止

出店決定を受けた者は、その出店の権利を第三者に譲渡し、貸与し、または名義を貸してはなりません。申込者と異なる者が実際に営業する場合は、事前に主催者の承認を得てください。

⑥主催者への協力

出店者は、イベント終了後のアンケート、売上・来場者数等に関する調査、その他主催者が行う事後確認に協力してください。

2 安全対策

出店者は、営業中及び搬入・搬出時の安全確保を徹底してください。

- ①火気、ガス、発電機等の適切な管理
- ②プロパンガス等の転倒防止
- ③消火器の準備及び設置（火気を使用する場合）
- ④電源コード等による転倒防止
- ⑤看板等の転倒・飛散防止
- ⑥車両移動時・駐車時の安全確保
- ⑦来場者の通行や緊急時の避難経路の確保
- ⑧食品、調理器具、機材等の適切な管理

3 事故等への対応

出店に関して発生した次の事項については、出店者が責任をもって対応してください。

- ①現金・売上等に関する盗難や返金等に関するトラブル
- ②会場施設や車両の破損、搬入・搬出に伴うケガや事故
- ③販売商品に由来する食中毒やアレルギー、衛生管理などのトラブル

4 不測の事態への対応

不測の事態が発生した場合は、出店者の責任において、誠実かつ適切に対応するとともに、速やかに主催者へ報告してください。